

青森県報

第四千四百二十一号

平成三十年

三月七日

(水曜日)

青森県訓令甲第一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令

青森県農林水産業協同組合等検査規程(平成十二年三月青森県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条第一項並びに」を「第十六条第一項、」に、「第二項」を「第二項並びに民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成二十八年法律第百一号)第四十四条第一項及び第二項」に改める。

第二条第四号中「第十一条の九第一項第四号」を「第十一条の十九第一項第四号」に改める。

別記様式の表中「第15条第1項並びに」を「第16条第1項、」及び「第2項」を「第2項並びに民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第44条第1項及び第2項」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第百六十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

目 次

訓 令

○青森県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令……………(団体経営改善課)……………一

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉保険課)……………一
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同)……………二
- 喀痰吸引等業務の登録……………(同)……………二
- 特定行為業務の登録……………(同)……………三
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課)……………三
- 飼料の試験の結果の概要……………(畜産課)……………三
- 都市計画事業の認可……………(都市計画課)……………四
- 証紙売りさばき人の指定の失効……………(会計管理課)……………四
- 土地改良区の役員の退任……………(東青地域民局)……………四

訓 令

平成三十年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 氏名	指定居宅サービス事業者 主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サービス の種類	居宅サービス事業を 行う事業所	届出の 年月日	廃止の 年月日
津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	訪問介護	弘前市大字向 外瀬字豊田二 九四の一	平成 三〇・二・八	平成 三〇・三・三
社会福祉 法人拓心 会	五所川原市大字 水野尾字懸樋二 二の三	訪問介護	五所川原市字 松島町六丁目 四九	平成 三〇・二・一〇	〃
社会福祉 法人わと な	東津軽郡蓬田村 大字郷沢字浜田 三九七	訪問介護 浴介	東津軽郡蓬田 村大字郷沢字 浜田三九七	二九・三・二九	三〇・一・三
株式会社 株主の 里	弘前市大字藤代 二丁目二の七	通所介 護	弘前市大字駒 越字村元一二 三の一	三〇・一・二五	三〇・二・一

青森県告示第百七十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の第十二号の規定により公示する。

平成三十年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 氏名	指定介護予防サービス 事業者 主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ビス の 種類	介護予防サ ビス 事業を 行う事業所	届出の 年月日	廃止の 年月日
青森県知事	三 村 申 吾	訪問介護	弘前市大字駒 越字村元一二 三の一	三〇・一・二五	三〇・二・一

津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	介護予 防サ ビス の 種類	弘前市大字向 外瀬字豊田二 九四の一	平成 三〇・二・八	平成 三〇・三・三
社会福祉 法人拓心 会	五所川原市大字 水野尾字懸樋二 二の三	訪問介護	五所川原市字 松島町六丁目 四九	平成 三〇・二・一〇	〃
社会福祉 法人わと な	東津軽郡蓬田村 大字郷沢字浜田 三九七	訪問介護 浴介	東津軽郡蓬田 村大字郷沢字 浜田三九七	二九・三・二九	三〇・一・三
医療法人 光和会	むつ市新町一〇 の四六	介護予 防サ ビス の 種類	むつ市大字奥 内字近川八の 三九	三〇・二・一〇	三〇・三・二

青森県告示第百七十一号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録 番号	〇三五六〇 〇四八	登録 年月日	平成 三〇・二・二七	氏名 又は 名称	仁泉会 医療法人	住 所	八戸市大 字八太郎 八八の一	事 業 所	八戸市大 字妙字分 枝三一	業務開 始 年月日	平成 三〇・四・一	備 考	訪問介護
----------	--------------	-----------	---------------	----------------	-------------	--------	----------------------	-------------	---------------------	-----------------	--------------	--------	------

青森県告示第百七十二号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二二〇〇一 二〇七	登録年月日	平成 三〇・二・二六	氏名又は名称	株式会社 西町	住所	八戸市柏 八の二丁目 八の二丁目	事業名称	ヘルパー ステーション 西	所在地	八戸市柏 八の二丁目 八の二丁目	業務開始年月日	平成 三〇・四・一	備考	訪問介護 サービス 付き高齢 者向け住 宅
------	---------------	-------	---------------	--------	------------	----	------------------------	------	---------------------	-----	------------------------	---------	--------------	----	-----------------------------------

青森県告示第百七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成三十年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
一般社団法人みちびぎ	町土取三二の二	上北郡おいらせ	共同生活援助	グループホームA	平成 三〇・三・一

青森県告示第百七十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成三十年一月十日及び同年二月八日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成三十年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ニチアロ印ブローラー肥育前期用配合飼料 ニチアロえつげ	30.1	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ME、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ニチアロ印肉豚肥育用配合飼料 ニチアロイーワード肉豚	30.1	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、TDN、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ニチアロ印成鶏飼育用配合飼料 ニチアロ16S	29.12	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ME、水分	無

中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	フル中印幼すう・ブローイラー 肥育前期用配合飼料 ヒナ餌付E	30.2	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、ME、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	フル中印中すう・大すう用配 合飼料 地鶏中期	30.2	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、ME、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	フル中印種豚飼育用配合飼料 バイタルラクト	30.2	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、TDN、水分	無

~~~~~

青森県告示第百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、野辺地都市計画公園事業を平成三十年二月二十七日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

野辺地町

二 都市計画事業の種類

野辺地都市計画公園事業（六・五・一号 野辺地町運動公園）

三 事業施行期間

平成三十年三月七日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

上北郡野辺地町字枇杷野及び字松ノ木地内

2 使用の部分

なし

~~~~~

青森県告示第百七十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の指定が平成二十九年七月三十一日をもって失効したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定に

~~~~~

平成三十年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

より告示する。

売りさばき人の住所及び氏名  
十和田市東二十四番町一六の一八  
新山 裕昭

出 先 機 関

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、青森第二北部土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年三月七日

東青地域県民局長 石 川 浩 明

| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名 | 住<br>所       | 退任の<br>年月日 |
|-------------------|--------|--------------|------------|
| 理 事               | 工藤 正利  | 青森市大字左堰字大科二九 | 平成三〇・二・一〇  |

|                                    |                                           |                                |
|------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------|
| （発行所・発行人）<br>青森市長島一丁目一番一号<br>青 森 県 | （印刷所・販売人）<br>青森市第二問屋町三丁目一番七七号<br>東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行<br>定価小口一枚二付十五円四十四銭 |
|------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------|